

中小企業融資

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル等		評定上の優先度(案)	カバナス上の位置付	論点等	評定における着眼点
項目	チェック項目等				
中小企業融資	<p>○金融検査マニュアル 【信用リスク検査用マニュアル(別表)】 債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。</p> <p>特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p>	◎	内部 管理	<p>・「中小企業融資」の評定に当たって、中小企業融資に重点を置かないビジネスモデルの金融機関の場合、あるいは、中小企業融資に取組むに際し、コミュニケーションを重視するリレーションシップバンキング型、個々の取引毎の採算性を重視するトランザクションバンキング型について、それぞれどのような点に着目して評定すべきか。</p> <p>・中小・零細企業の事業の将来性等に関する「目効き」能力の向上に対する取組みについて、評定上の項目とする必要はないか。評定上の項目とする場合、どのような点に着目して評定を行うべきか。</p>	
	<p>○金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 【はじめに】 中小・零細企業の債務者区分の判断に当たっては、何よりも金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に努めることが重要である。</p> <p>今回の本別冊の改訂においては、金融機関が (1)継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。 (2)きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。 といった、いわば金融機関による「債務者への動きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとしている。</p>			<p>・債務者である中小・零細企業に対するモニタリングの状況、経営相談・経営改善指導等の債務者との意思疎通を図る(債務者との密度の高いコミュニケーションの確保)ために当該金融機関の取組み状況について、評定上の項目とする必要はないか。評定上の項目とする場合、どのような点に着目して評定を行うべきか。</p> <p>・経営不振に陥っている、又は、陥りつつある中小・零細企業の事業再生に向けた取組みについて、評定上どのような点に留意する必要があるか。</p>	
	<p>【検証ポイント】 中小・零細企業等の債務者区分については、その特性を踏まえて判断する必要があるが、その際の検証ポイントは、以下のとおりである。</p> <p>また、次のような中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある。</p> <p>① 中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすく、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。 ② 自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。 また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。 ③ 中小・零細企業に対する融資形態の特徴の1つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。</p> <p>以上のような中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業に特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。</p> <p>したがって、取引実績やキャッシュフローを重視して検証するとともに、貸出条件の変更の理由や資金の使途、性格を確認しつつ、債務者区分の判断を行う必要がある。</p> <p>なお、検査においては、これら検証ポイントに加え、金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p>			<p>・ビジネスモデルに基づき、一定の不良債権の発生を前提に多少のリスクを取っても地元に対する融資を集中させている場合など、評定上どのような点に着目して評価を行うべきか。</p> <p>・地域分散、業種分散、小口分散等の資産ポートフォリオの状況については、「信用リスク管理態勢」における評定要素であるが、「中小企業融資」においても評定要素とすべきか。</p> <p>また、評定要素した場合に、地域金融機関等に対する評定に当たって、地域の特性として特定業種への依存度が高い場合や特定の地方債の保有額多い場合などに評定上留意すべき点は何か。</p>	

中小企業融資

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

項目	金融検査マニュアル等 チェック項目等	評定上 の優先 度(案)	ガバナ ンス上 の位置付	論点等	評定における着眼点
	<p>○監督指針 【事業再生・中小企業金融の円滑化の推進】 主な着眼点 金融審議会分科会第二部会報告書「リージョナルバンクの機能強化に向けて」等の趣旨を踏まえ、地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた以下の取組みを積極的に推進する態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下の各取組みに関して掲げられた事例については、各金融機関がその自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要であり、個々の事例を参考として具体的にどのような取組みを実施するかについては、こうした考え方に則り判断していくことが求められる。</p> <p>(1)創業・新事業支援機能等の強化 (2)取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化(要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等を含む。) (3)事業再生に向けた積極的取組み(再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進を含む。) (4)担保・保証に過度に依存しない融資の推進等 ①担保・保証に過度に依存しない融資の推進(企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化を含む。) ②中小企業の資金調達手法の多様化等 (5)顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化(与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能)を踏まえた顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化) (6)人材の育成(企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力(「目利き」能力)、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み) (7)進捗状況の公表 ※取組みにかかる具体的な事例は省略</p>				
	<p>○新アクションプラン 【事業再生・中小企業金融の円滑化】 (1)創業・新事業支援機能等の強化 地域におけるベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術開発及び新事業の展開を支援するため、各金融機関に対し、以下の事例を参考に、融資審査能力(「目利き」能力)の向上、起業・事業展開に資する情報の提供、創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援など、創業・新事業支援機能等の強化に向けた取組みを行うよう要請する。【対金融機関】</p> <p>(2)取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 ○取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 各金融機関に対し、中小企業の成長機会の把握・実現に資するため、以下の事例を参考に、中小企業に対するコンサルティング機能及び情報提供機能の一層の強化など、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化に向けた取組みを行うよう要請する。【対金融機関】 ○要注意債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化 各金融機関に対し、経営改善支援の早期着手及び迅速な企業再生に資するため、キャッシュフローのモニタリング強化等による不良債権の新規発生防止や要注意先債権等の健全債権化に向けた各種取組みの一層の強化を要請する。【対金融機関】 ○健全債権化等の強化に関する実績の公表等 各金融機関及び業界団体に対し、要注意先債権等の健全債権化等の強化に関する実績(体制整備状況、経営改善支援取組み先数、経営改善による債務者区分のランクアップ先数等)の公表及び公表内容の拡充について要請する。【対金融機関、業界団体】</p>			<p>・新アクションプログラムに基づく、地域密着型金融の機能向上は、金融機関が、自主的に、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を策定・開示することを通じて地域の利用者の評価を受けることにより図られるものであるが、「中小企業融資」の評定に当たって、開示情報と実態が相違している事例が認められる場合には、どのような評定を行うのが適当か。</p> <p>・金融機関の取組みについて自らレビューする態勢ができていない場合には、どのような評定を行うのが適当か。</p>	

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

中小企業融資

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

項目	金融検査マニュアル等 チェック項目等	評定上 の優先 度(案)	ガバナ ンス上 の位置付	論点等	評定における着眼点
	<p>(3)事業再生に向けた積極的取組み ○事業再生に向けた積極的取組み 各金融機関に対し、事業再生に向けた取組みの効率的・効率的実施を通じた具体的な成果の早期実現により地域経済の活性化を図るため、再生ノウハウの共有化を図るとともに、以下の事例を参考に、中小企業の過剰債務の解消や社会のニーズの変化に対応した事業の再構築など、事業再生に向けた積極的取組みを行うよう要請する。【対金融機関】 ○再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進 各金融機関に対し、可能な限り、再生支援実績(成功事例、法的整理の活用実績等)や再生ノウハウについて、具体性を持たせた形で情報開示するよう要請する。また、業界団体に対し、各金融機関の再生支援実績や再生ノウハウについて、取りまとめた上、特色ある事例として公表するよう要請する。【対金融機関、業界団体】 ○人材プールの設置 【略】 ○再生企業に対する支援融資の拡充のための環境整備 【略】</p> <p>(4)担保・保証に過度に依存しない融資の推進等 ①担保・保証に過度に依存しない融資の推進 各金融機関に対し、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るため、企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みを強化するとともに、以下の事例を参考に、こうした取組みを推進するよう要請する。 また、各金融機関に対し、「民法の一部を改正する法律」(平成16年法律第147号)の施行を踏まえ、既存の包括根保証契約について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な見直しを行うとともに、第三者保証の利用に当たっては、過度なものとならないよう要請する。【対金融機関】 ②中小企業の資金調達手法の多様化等 ○中小企業の資金調達手法の多様化等 各金融機関に対し、中小企業金融の円滑化や金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、以下の事例を参考に、中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた取組み等を推進するよう要請する。【対金融機関】 ○中小企業の資金調達手法の多様化等に向けた環境整備 【略】 ○中小企業金融の円滑化等 【略】</p> <p>(5)顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化 中小企業金融の円滑化や顧客保護の観点から、契約条件等について、金融機関から顧客に対して適切かつ十分な説明が行われることは極めて重要である。このため、各金融機関に対し、いわゆる「説明責任ガイドライン」(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-4-1(与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能))を踏まえて、以下の事項も含め、顧客への説明態勢の整備及び相談苦情処理機能の強化を図るよう要請する。【対金融機関】</p> <p>(6)人材の育成 各金融機関に対し、地域密着型金融を効果的かつ効率的に推進していくため、地域の特性及び各金融機関のビジネスモデル等を踏まえつつ、企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力(「目利き」能力)、経営支援の能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組みを要請する。【対金融機関】</p>				

中小企業融資

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

項目	金融検査マニュアル等 チェック項目等	評定上 の優先 度(案)	カハチ ス上の 位置付	論点等	評定における着眼点
	<p>【参考】 金融検査マニュアル 【信用リスク管理体制の確認用チェックリスト】 ●審査管理の役割 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門により、営業推進部門において審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度(健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。)が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門が、営業推進部門に対して、健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎないように周知徹底を図るとともに、営業推進部門が適切に実行しているか、また、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかなどを検証しているか。</p> <p>○金融検査マニュアル 【信用リスク管理体制の確認用チェックリスト】 ●問題債権の管理部門の役割 問題債権の管理・回収部門により、問題先に対する取組方針が明確化され、問題先の経営状況等が管理されているか。 また、問題先への取組方針に基づき、適切な再建策の指導又は整理・回収が行われているか。</p>				
	<p>前回当局検査指摘事項の改善状況等</p>	◎	内部 管理	<p>・前回当局検査指摘事項等の改善状況を評価項目に加えるべきか。 ・現に行われている金融検査においても必ず検証される項目。なお、英ARROWでも、「監督当局との関係」の1要素として採り上げられている。</p>	